



市内事業者エコ化支援補助金

1 再生可能エネルギー源利用設備



対象設備

- ・太陽光発電設備（50kW未満／10kW以上は自家消費型のみ）、太陽光発電設備と連携して導入する蓄電池 等

対象事業者

- ・中小企業者 ・学校法人 ・医療法人 ・社会福祉法人

補助金額

- ・補助対象経費の**3分の1**（上限200万円）
- ・太陽光発電設備を導入する場合
発電出力に応じて1万円／kWを加算（上限20万円）

2 省エネルギー型設備①（空調等）



対象設備 更新のみ（新設は不可）

- ・空調、燃焼設備（ボイラー・給湯設備）、業務用燃料電池
- ・空調や燃焼設備と併せて導入する複層ガラス、遮光フィルム等

対象事業者

- ・中小企業者のみ ※学校法人、医療法人、社会福祉法人は対象外

補助金額

- ・補助対象経費の**4分の1**（上限150万円）
- ・令和4年度から令和6年度の間「低CO2川崎ブランド」又は「川崎CNブランド」に認定された空調を導入する場合
補助対象経費の20分の1を加算（上限50万円）

3 省エネルギー型設備②（川崎CNブランド等認定製品）

対象設備 更新のみ（新設は不可）

- ・令和4年度から令和6年度の間「低CO2川崎ブランド」又は「川崎CNブランド」に認定された特定の製品（**最後のページに一覧あり**）

対象事業者

- ・中小企業者のみ ※学校法人、医療法人、社会福祉法人は対象外

補助金額

- ・補助対象経費の4分の1（上限150万円）



4 上記設備と併せて導入するエネルギー管理装置

補助対象事業者

次の要件をすべて満たす事業者が対象です。

- ・ **川崎市地球温暖化対策推進条例に定める中小規模事業者**

令和6年度の原油換算エネルギー使用量が1,500kL未満であり、令和7年3月31日時点での自動車所有台数が100台未満であること等の条件を満たす事業者

- ・ **市内に事業所を有する又は市内に事業所を新設する事業者**

- ・ **次のいずれかに該当する事業者**

- ・ 中小企業基本法に定める **中小企業者**
- ・ 私立学校法に定める **学校法人**（従業員の数が**100人以下**）
- ・ 医療法に定める **医療法人**（従業員の数が**300人以下**）
- ・ 社会福祉法に定める **社会福祉法人**（従業員の数が**100人以下**）

※学校法人、医療法人、社会福祉法人は、再生可能エネルギー源利用設備を導入する場合のみ補助対象になります。
（省エネルギー型設備の導入は対象になりません。）

- ・ **「川崎市脱炭素経営アクション推進事業者」の認定事業者又は完了届の提出時までに認定を取得予定の事業者**

川崎市脱炭素経営アクション推進事業者認定制度とは

- ・ 脱炭素化に計画書に取り組んでいる中小規模事業者を「川崎市脱炭素経営アクション推進事業者」として認定し、**広報面・資金面などでサポート**する制度です。
- ・ 認定の取得者には、**市融資制度における保証料補助**も実施します。
- ・ 認定取得のためには、**中小規模事業者用脱炭素化取組計画書の提出が必要**になります。**計画書の作成は積極的にサポート**しますので、まずはご相談ください！

【認定取得・計画書作成支援に関する相談先】
川崎市環境局脱炭素戦略推進室 技術支援班
電話：044-200-0369 FAX：044-200-3921
E-mail：30titan@city.kawasaki.jp



※他にも「川崎市税及び川崎市に対する債務の支払い等の滞納がない」等の要件がありますので、要綱や手引きで、詳細をご確認下さい。

注意事項

- ・ 次の場合は補助対象外となります。
 - ・ 居住用途や、居住用途との兼用部分における設備の導入
 - ・ 中古設備やリース契約による設備の導入
 - ・ 補助対象経費が50万円未満の場合 等
- ・ 省エネルギー型設備、エネルギー管理装置を導入する場合には省エネルギー診断が必須です。
 - ・ ただし、令和5年度以降に受診している場合は、受診不要です。
 - ・ 申請後の受診も可能ですが、年度内に受診し報告書を受領してください。
- ・ 市の他の補助金とは併用できません。（国や県との併用は可）
- ・ 導入設備の法定耐用年数期間内に、設備を処分した場合や川崎市脱炭素経営アクション推進事業者の認定を喪失した場合は、補助金の全部又は一部の返還を求める場合があります。
- ・ 申請にあたっては、必ず要綱や手引きをご確認ください。

手続きの流れ

①事前相談票の提出

- ・ 申請前に必ず事前相談票をご提出ください。
- ・ 省エネルギー診断の受診申し込みも同時に可能です。

②省エネルギー診断の受診（該当する場合のみ）

③交付申請書の提出

④補助金の交付決定及び工事契約の締結

- ・ 申請書の審査完了後に補助金の交付決定通知書を送付します。
- ・ 工事契約は、必ず交付決定後に締結する必要があります。

⑤川崎市脱炭素経営アクション推進事業者の認定取得に向けた計画書作成

- ・ 完了届の提出までに認定取得が必要です。認定取得に向けた計画書の作成をサポートしますので、まずはご相談ください！

⑥完了届の提出

- ・ 工事及び支払の完了後30日以内に提出してください。
- ・ ただし、提出期限が令和8年3月16日（月）のため、それまでに工事及び工事代金の支払が完了する必要があります。

⑦完了検査及び補助金の交付決定

- ・ 職員が、申請通り導入されているか現地で検査を行います。
- ・ 書類審査完了後、補助金の額の確定通知書と請求書を送付します。

⑧補助金の支払い

- ・ 請求書提出後30日以内に補助金を指定口座に振り込みます。

補助対象となる川崎CNブランド等認定製品一覧

省エネルギー型設備①

令和4年度から令和6年度の間に「低CO2川崎ブランド」又は「川崎CNブランド」に認定された空調

本空調を導入すると、補助金額が補助対象経費の20分の1加算！（上限50万円）

対象事業者	補助金額
ルームエアコン「nocria」シリーズ （2023年発売モデル以降）	株式会社富士通ゼネラル

※認定事業者名は認定当時のもの

省エネルギー型設備②

令和4年度から令和6年度の間に「低CO2川崎ブランド」又は「川崎CNブランド」に認定された特定の製品

令和7年度に補助対象に追加されました！

対象事業者	補助金額
LEDライト SAKURA LED LIGHTS（直管型）SKR40N73-MM83N	桜総業株式会社
超短波全方向式無線標識施設 DVOR-07C型装置（TW4706）	東芝インフラシステムズ株式会社 電波システム事業部 小向工場
次世代自動改札機システム（EG-8000）	東芝インフラシステムズ株式会社 セキュリティ・自動化システム事業部 小向工場
マルチパラメータ・フェーズドアレイ気象レーダ（TW4682）	東芝インフラシステムズ株式会社 電波システム事業部 小向工場
72kV ガス絶縁開閉装置 （GIS）AEROXIA™	東芝エネルギーシステムズ株式会社
海外DVOR装置（TW4133）	東芝インフラシステムズ株式会社 小向事業所

※認定事業者名は認定当時のもの

問合せ・書類提出先

川崎市環境局脱炭素戦略推進室 脱炭素化推進担当

住所：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎21階

電話：044-200-2169 FAX：044-200-3921

メール：30dtanso@city.kawasaki.jp

市内事業者エコ化支援補助金ホームページ

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000139062.html>

※川崎市のホームページで「エコ化支援」と検索してください。

